貨物自動車運送事業者数の推移

		14（年度末）	15	16	17	18	19	20	21	22
新　潟	一　般	891	922	950	974	996	1,015	1,006	985	994
	（特　積）	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(16)	(17)	(17)	(23)
	特　定	4	5	6	6	6	6	6	6	6
	計	895	927	956	980	1,002	1,021	1,012	991	1,000
長　野	一　般	806	828	847	861	880	877	878	880	885
	（特　積）	(25)	(24)	(24)	(24)	(24)	(25)	(27)	(29)	(30)
	特　定	12	12	12	11	11	10	8	8	8
	計	818	840	859	872	891	887	886	888	893
富　山	一　般	786	794	802	818	808	798	774	795	789
	（特　積）	(19)	(18)	(18)	(19)	(19)	(19)	(21)	(20)	(20)
	特　定	33	28	28	28	27	24	18	18	15
	計	819	822	830	846	835	822	792	813	804
石　川	一　般	931	948	955	949	955	967	960	924	926
	（特　積）	(22)	(20)	(20)	(19)	(19)	(19)	(19)	(18)	(19)
	特　定	37	30	28	26	26	24	22	21	21
	計	968	978	983	975	981	991	982	945	947
合　計	一　般	3,414	3,489	3,554	3,602	3,639	3,657	3,618	3,584	3,594
	（特　積）	(84)	(80)	(80)	(80)	(80)	(79)	(84)	(84)	(92)
	特　定	86	75	74	71	70	64	54	53	50
	（総　計）	3,500	3,564	3,628	3,673	3,709	3,721	3,672	3,637	3,644

（注）各県とも、営業所が設置されている事業者数を計上している。
「一般」（一般貨物自動車運送事業）とは、有償で他人の貨物を運送する事業である。この数値には霊柩事業及び急便業を含んでいる。
「特積」（特別積合せ貨物運送）とは、「一般」として行う運送のうち路線を定めて定期的に運行し、積合せ貨物を運送する事業をいい、内数で示してある。
「特定」とは、特定の荷主の貨物を運送する事業をいう。

※ 北陸信越運輸局 自動車交通部

貨物自動車運送事業者数の推移

		23(年度末)	24	25	26	27	28	29	30	R1
新　潟	一　般	994	990	980	980	983	968	1,000	989	990
	(特　積)	(23)	(23)	(23)	(23)	(24)	(25)	(24)	(25)	(25)
	特　定	6	4	6	6	6	6	5	5	4
	計	1,000	994	986	986	989	974	1,005	994	994
長　野	一　般	892	873	895	904	900	906	903	912	927
	(特　積)	(30)	(29)	(29)	(28)	(30)	(29)	(28)	(28)	(28)
	特　定	7	5	8	7	6	6	5	4	4
	計	899	878	903	911	906	912	908	916	931
富　山	一　般	784	744	745	783	771	775	774	764	745
	(特　積)	(21)	(20)	(29)	(28)	(28)	(28)	(27)	(28)	(28)
	特　定	14	14	13	12	12	12	11	9	9
	計	798	758	758	795	783	787	785	773	754
石　川	一　般	920	913	895	893	913	906	904	919	879
	(特　積)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
	特　定	20	12	14	15	15	15	16	13	10
	計	940	925	909	908	928	921	920	932	889
合　計	一　般	3,590	3,520	3,515	3,560	3,567	3,555	3,581	3,584	3,541
	(特　積)	(91)	(89)	(98)	(96)	(99)	(99)	(96)	(98)	(98)
	特　定	47	35	41	40	39	39	37	31	27
	(総　計)	3,637	3,555	3,556	3,600	3,606	3,594	3,618	3,615	3,568

(注) 各県とも、営業所が設置されている事業者数を計上している。
「一般」(一般貨物自動車運送事業)とは、有償で他人の貨物を運送する事業である。この数値には霊柩事業及び急便業を含んでいる。
「特積」(特別積合せ貨物運送)とは、「一般」として行う運送のうち路線を定めて定期的に運行し、積合せ貨物を運送する事業をいい、内数で示してある。
「特定」とは、特定の荷主の貨物を運送する事業をいう。
※ 北陸信越運輸局 自動車交通部

貨物自動車運送
事業者数の推移

		R2（年度末）	R3
新　潟	一　般	993	991
	（特　積）	(25)	(25)
	特　定	4	3
	計	997	994
長　野	一　般	939	948
	（特　積）	(23)	(18)
	特　定	3	3
	計	942	951
富　山	一　般	755	757
	（特　積）	(26)	(26)
	特　定	7	7
	計	762	764
石　川	一　般	883	898
	（特　積）	(15)	(16)
	特　定	9	8
	計	892	906
合　計	一　般	3,570	3,594
	（特　積）	(89)	(85)
	特　定	23	21
	（総　計）	3,593	3,615

（注） 各県とも、営業所が設置されている事業者数を計上している。
「一般」（一般貨物自動車運送事業）とは、有償で他人の貨物を運送する事業である。この数値には霊柩事業及び急便業を含んでいる。
「特積」（特別積合せ貨物運送）とは、「一般」として行う運送のうち路線を定めて定期的に運行し、積合せ貨物を運送する事業をいい、内数で示してある。
「特定」とは、特定の荷主の貨物を運送する事業をいう。
※ 北陸信越運輸局 自動車交通部